

中小企業政策審議会
小規模企業基本政策小委員会
第 5 回議事録

中小企業庁経営支援部小規模企業政策室

中小企業政策審議会
第5回小規模企業基本政策小委員会
議事次第

日 時：平成25年12月17日（火）9：30～11：21

場 所：経済産業省本館17階第1～3共用会議室

議事

- 1．開会
- 2．副大臣・大臣政務官挨拶
- 3．中小企業政策審議会での審議（報告）
 “ちいさな企業”成長本部（報告）
- 4．小規模事業者政策に関する制度的枠組みについて
- 5．討議
- 6．閉会

○矢島部長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから「中小企業政策審議会小規模企業基本政策小委員会」の第5回会合を始めたいと存じます。

本日は、御多用のところ御参集いただきまして、大変ありがとうございます。

なお、園田委員におかれましては、多少遅れて御到着と御連絡いただいております。

では、本日は松島副大臣、磯崎大臣政務官に御出席いただいております。松島副大臣、磯崎政務官におかれましては、公務のため途中で退席いたします。

始めに、松島副大臣より御挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。

○松島副大臣 おはようございます。今日も各地からお越しいただきまして、本当にありがとうございます。中小企業政策に関する審議会は、たくさんあるのですが、この委員会が一番頻繁に開いていただきまして、既に今日が5回目、いよいよ来年の通常国会に小規模企業の振興のための基本法を出すための追い込みにかかっている状況であると思っております。

皆様に配付している資料を見ていただいて、説明と宣伝をさせていただきたいと思っております。これは、12月5日に閣議で補正予算が決まりました経済対策の中の中小企業対策の部分のわかりやすい言葉で、使う人のためにと私が大分書き直したりさせていただいたものでございます。

それで、御存じない方もいらっしゃると思うので、申し上げておきますと、中小企業対策の予算、特に中小企業の方に直接渡るような予算というのは、当初予算ではなくて、圧倒的に補正予算で手当てされています。年末にかけまして当初予算を決めて、最終的には24日ぐらいに閣議だと思います。それぐらいのイメージだと思うのですが、当初予算は経済産業省は非常に小さい予算なので、補正予算でやっております。

毎年いろいろなことをやって、ずっと固定してやってほしい、年によって違うことをやってけしからぬと、いろいろな方からよく御指摘いただいて、確かにそれは利用される方にとってはそのとおりなのではございますが、国の予算の仕組み全体を変えていくという大がかりのことをしない限り、この習性がやまない状況が続いております。補正予算で中小企業政策はたくさんお金をつける仕組みになっておりまして、今回がまたこれに当たっております。

読んでいただきまして、1つポイントとしては、2ページ。今までものづくり補助金と言っておりました。製造業に対する補助金だけだったのですが、ものづくりだけでなく、商業とサービス、つまり個店、商店街でなくても、一つのお店が、飲食店あるいは物販店が内装をがらりと変えて、それでお客様を集めようという革新的なことをやった場合に、それにも補助金を出す。サービス業でも、ソフトウェアあるいは機械の大きなものを入れたとき、運送とか、いろいろあると思うのですが、そういったところも対象とするということ。それが今回の変更点です。

それと同時に、いろいろな会議でも、あるいは“ちいさな企業”成長本部でも、小さめの会社は手を挙げにくいという御指摘があったので、①の2つ目の※印に、小規模事業者

のみが利用できる上限700万円の特別枠をつくって、手を挙げやすく、審査も早くするようにしている次第でございます。

かんばる商店街を支援しますというのは、皆様の周りにもお伝えいただければと思いますのは、2つ目のほうは全額補助であるということ。今まで全額補助というわかりやすい書き方がなかったもので、全額国が出してあげるのだということを明記したのですけれども、セールのチラシの作成とか新聞折り込みでもこの対象となります。いろいろなところに活用していただきたいと思います。と思っています。

あとは、創業支援など読んでいただければと思います。

右側の小規模事業者支援パッケージ事業の中で、2つ目のポツ、販路開拓に取り組む費用。よくアドバイザー派遣とか、役に立つのか、立たないのか、私は疑問に思っていたのですけれども、セミナーや展示会に対して、地方から来るだけでも随分お金がかかる。その運賃も3分の2補助する仕組みをつくりましたので、御活用いただければと思っています。

消費税率の引き上げに伴う対策、下請けいじめ防止対策はこのような形です。

なお、最後のページに私が一番やりたかった、一番申し上げたいことを書いてあります。私自身の初当選のときからの執念だったのですけれども、「経営者保証に関するガイドライン」。個人の経営者がお金を借りるときには、自分の資産を全部担保に出さなければいけない、それが慣例となっております。これですと、真面目に事業をやっている、倒れたときにやむなく事業を清算というか、廃業に追い込まれたときに、身ぐるみはがされる。住んでいるところも家もなくなってしまうし、持ち金も全部借金返しに充てなければいけない。

これは極めて大変なことで、私が新聞記者というサラリーマンをやめて、この世界に入って、地元の方たちを見ながら、自営業者はサラリーマンから見るといいなと思っているけれども、こんなに大変なこともあるのだと思った事案であります。それで、法人と個人が明確に分離されている場合、真面目にやっている場合、早目に廃業などを決断したときには、華美でない、そこそこの住むだけの普通の自宅の場合は手元に残すことができる。

同時に、これまでは法的整理の場合だけ99万円、手元に自由財産という3カ月分の生活費を残せたのですけれども、それに加えて100万円から360万円、つまり1年半ぐらいは何とかやり繰り、つまり失業保険的に経営者が使うことができるお金を残して、それ以上の返し切れないものは免除する。そうやって高齢者の場合は残りの人生を平穏に送っていただく、若い方の場合は再チャレンジしていただくという仕組みを、中小企業庁と金融庁、実務に関しましては商工会議所と全銀協の事務局でやってもらいました。

一応ガイドラインをつくって、2月から実施開始する予定ですが、ぜひお広めいただくと同時に、もし金融機関が言うことを聞かないようでしたら、私たち、全力を挙げて、これを是正してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

小規模事業の問題、幾つか先取りして取り組んでおりますが、基本法に小規模事業者が

日本の経済を支えるということ、小さくてもしっかり頑張っているということを書き込んだ法案を来年、通常国会に出せますように、皆様の最後の御努力、よろしくお願いいたします。

○矢島部長 ありがとうございます。

続きまして、磯崎大臣政務官より御挨拶いたします。政務官、よろしくお願いいたします。

○磯崎大臣政務官 皆さん、おはようございます。今日が12月17日で、あと2週間、年が押し迫ってまいりましたけれども、お忙しい中、またこの小委員会に御出席いただきまして、ありがとうございます。私もこれまで3回、小委員会に出席させていただきまして、前は中小企業政策審議会のほうにも出席させていただきました。非常にいろいろな角度からの御議論をいただいておりますので、ぜひとも今日もそういう観点で御議論いただければと思います。

私は、この週末から昨日にかけて、地元等々でいろいろ動いておったのですが、中小・小規模企業で非常にうれしいことが3点ほどありましたので、御紹介して御挨拶にかえさせていただきたいと思います。

まず1つは、私は地元が香川県でございますけれども、金曜日、久しぶりに平日に地元に行ったものですから、いろいろ企業を回っておりました。そのときに、これまではなかなかお金がかかるので、前に進むことができなかったのだけれども、ものづくり補助金ということで補助が出るので、これまで温めていた技術を何とか実行に移せたというお話をいただきましたので、これは補助金が役立っているのだなということで、1つうれしく思いました。

先週、御存じのように、日・ASEANの友好40周年ということで、ASEANから各首脳が来られて、安倍総理大臣と特別の首脳会談が行われましたけれども、実は日曜日にラオスのトンシン首相が私の地元の香川に来られました。なぜ香川に来られたかということ、私の地元が香川県丸亀市というところでございますが、うちわ産業というのは地場産業で非常に小さな企業ばかりでございますが、うちわがラオスとの関係を取り持ったということで、小規模企業が非常に活躍しているということで、非常にうれしく思いました。

3点目が、きのう京都のほうに参りました。これは、カンボジアのフン・セン首相が京都に来られるということで、お会いしたわけですが、そのときに西陣織の会社を訪問いたしました。そのときに、その西陣織の会社の人から、これも中小・小規模企業の魂だということを伺いました。自分たちは、大量生産のトヨタを目指すのではなくて、フェラーリを目指していくのだと伺いました。まさにこれは大量生産をしていくということではなくて、注文をいただいて、それに対してどう生産していくかということを目指しているのだということ。

小規模企業にとってみれば、小回りがきくので、非常に短い納期で商品を提供することができる。あるいは、大量ではなかなか対応できないけれども、小ロットの商品を生産す

ることができるという、強みと言っていいのか弱みと言っていいのか、そういうことがありますけれども、そういう話も伺いました。それとともに、売れるものをつくる、価値のあるものをつくるということで、伝統というものは決して守るものではなくて、つくっていくものだという話も伺いまして、こういうところに伝統産業の今持っている強みがあるのだなということも痛感いたしました。

全国には、こういう強みを持った中小・小規模企業がたくさんあると思っておりますので、まさに中小・小規模企業をどう振興していくかという議論につながっていくところがあるかと思っておりますので、こういった企業が全国の各地方におきまして元気になるような、そういう法制をぜひとも皆様方のお力をつくっていただきたいなと思っております。

今日も充実した議論、よろしくお願いいたします。

○矢島部長　ありがとうございます。

ここで、松島副大臣は公務のために御退席されます。

本日の配付資料でございますが、配付資料一覧にございますとおり、資料1から6まででございます。不足がございましたら、事務局のほうにお申しつけいただければと思います。

また、本日の出席者でございますけれども、お手元の座席表のとおりでございますが、前回からオブザーバー参加をいただいております関係各省庁に加えまして、今回から自治体との連携の重要性を踏まえまして、全国市長会、全国町村会からもオブザーバーとして御参加いただいております。

それでは、以降の進行につきましては石澤委員長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○石澤委員長　おはようございます。委員の皆さんには、早朝から御苦労さまでございます。

それでは、議事に入ります。本日は3つの報告がございます。

まず第1は、この小委員会でこれまで論点として取りまとめてまいりましたものを、先日の中小企業政策審議会で審議をいただきました。その御報告、またその審議会での御意見を紹介する。これが第1番であります。2番目には、“ちいさな企業”成長本部の報告。3番目は、小規模事業者政策に関する制度的な枠組みについて、事務局から説明いたしまして、このことについて御討議をいたします。

それでは、まず中小企業政策審議会での審議の報告を事務局からお願いいたします。

○蓮井企画課長　おはようございます。中小企業庁企画課長の蓮井と申します。よろしくお願いいたします。中小企業政策審議会を所管している立場から、先日行われました中小企業政策審議会及び当審議会にございます中小企業経営支援分科会における議論の概要について御報告申し上げます。お手元の資料3に基づきまして、簡単に御説明させていただきますと存じます。

めくっていただきまして2ページ目でございますけれども、中小企業政策審議会、こち

らの小委員会のいわば親審議会に当たるわけでございますけれども、先月19日にこちらの小委員会で御議論いただきました論点整理につきまして、この12月10日、1週間前に第18回の中小企業政策審議会、本審議会を開催いたしました。メンバーはリストに記載のとおりでございますけれども、鶴田委員、三神委員もそちらに御参加いただきましたし、それから、今日のオブザーバーの高田理事長にも御参加いただいております。それで、論点整理に基づいて議論した成果でございますけれども、3ページ目以降で簡単に御紹介したいと思います。

まず、政策全般についてでございますけれども、地域の活性化が小規模事業者にとって重要であるという御指摘がございまして、小規模事業者の地域におけるビジネス形態といたしまして、1つ目に地域貢献型ビジネス、2つ目に地域資源型ビジネス、3つ目に地域課題解決型ビジネスに分類できるのではないかとということで、こうしたことを踏まえながら地域でしっかりとお金が回っていくような仕組みをつくっていくことが重要だという御指摘がありました。

また、小規模事業者がグループを組んで海外に出ていくという非常に頑張っておられる取り組みもありますので、グループ化の視点なども重要という御指摘がございました。

一方、ものづくり技術の伝承の支援にも力を入れていかなければいけないのではないかと御指摘がございました。

さらには、今日は御欠席ですが、阿部委員からの御指摘でもあるのですけれども、商店街の新陳代謝が行われないと大変である。商店街の高齢者が廃業されるようなところに、若者、元気なシニアが参入できるようなシステムをつくっていくべきではないかという御指摘がございました。

さらに、地域の小規模事業者の皆さんを支える、あるいは事業者と消費者の接点といった観点も含めて、女性の役割は大変重要という御指摘もあったところでございます。

めくっていただきまして、こちらでも議論になっていますが、(2)支援体制のあり方について、本審議会においても御指摘がございましたので、御紹介申し上げますと、小規模事業者さんが金融機関から融資を受けられるようになるまでの支援が重要だ。特に、小規模事業者さん自身が長期的に計画を立て、独り立ちできるようにしていくことが必要だという御指摘がございました。

それに加えて、個々の企業の経営支援のみではなく、地域振興やコミュニティ再生といった「地域支援」に対する支援等も重要であるということ。

さらに、その際も地域単位での支援が重要で、各市、各県などのサービスがまとまってなくて、どこへ行ったらいいのか、総合的なサービスをどこで受けられるのか、そういった場所が不明確という問題があるのではないかと御指摘がございました。

それから、これはここでも常に議論されているところでございますけれども、政策が小規模事業者に浸透していないのではないかとというときに、一つの例として「法テラス」という司法についての仕組みが各県にございますけれども、こういった考え方を中小企業・

小規模事業者さんの経営支援に生かしていったらどうかというワンストップの支援のあり方についての御指摘がございました。

また、3点目、新たな基本法の制定に向けての検討に際し、盛り込むべき内容についてのコメントが5ページ目でございます。

毎年政策が変わらないように、5年ないし3年の「基本計画」を策定すべきではないかということ。それによって、小規模事業者が設備投資、雇用を行う際の参考にもなりますし、またこれを国が定めることによって地方公共団体との役割分担も可能になるのではないかという御指摘でございます。

また、業績等の成果が出るまでに一定の期間がかかりますので、5年～10年といった、より長期的・持続的な政策の実行が必要ではないかということ。

さらに、そういった長期のスパンという観点からも、支援する側に若手の人をより積極的に登用してはどうかという御指摘がございました。

さらに、そういったことを踏まえた小規模事業者政策の目標として、例えば雇用数を定めてはどうかという御指摘がございました。

それから、小規模事業者は地域に密着して、経済活動を通じて地域コミュニティに貢献しているということを基本法に盛り込んでどうかという御指摘がございました。

6ページ目でございますが、先ほどもありました政策の周知や浸透について、御指摘がさらに何点かございましたので、あわせて御報告申し上げますと、支援策を「知られていない」。これは、支援策が「存在しない」と同じではないかということで、支援策周知の視点をどのように持つのかということ。

その際に、例えば商工会や商工会議所の経営指導員の方々に、研修等によって政策の周知を図ること。さらに、それによって商工会議所の職員さん、経営指導員さんを含めてですが、商工会議所のこういう方々が各地へ足を使って御説明に行ったらどうかという御提案がございました。

さらには、金融機関と商工会議所が連携するということで、情報のネットワークを踏まえまして、支援団体の地道な周知活動と情報通信技術、IT、ICTの活用をあわせて行うことが重要ではないかという御指摘があったところでございます。

続きまして、中小企業経営支援分科会というのも、実は中小企業政策審議会の中にございまして、これは特定の、例えばこの前できました産業競争力強化法に基づく指針とか、ものづくりの技術というものが22分野ありますが、これを見直すという話がございまして、そういったことの審議をした際に、あわせまして、この小委員会における論点整理も御紹介の上、御指摘いただいたところでございますので、こちらにつきましても御紹介したいと思います。

こちらは、最終ページ、8ページ1枚でございます。

その中でもございましたのは、都会と地方の格差は大きくなっていて、その中でさまざまな取り組みをする中で、農商工連携とか6次産業化は出てくるわけですが、その中でも

農が中心になっているのですが、林業とか水産業との連携は余り議論されていないのではないかという御指摘があったということでございます。

また、先ほど来ございますけれども、地域やコミュニティといった話が小規模企業基本法のスコープに入ってくるのではないかとということですが、そういったことをするに当たって、いわゆる縦割り行政的では、なかなか難しいのではないかとということでございます。その際、商工会は地域の経済団体支援を効果的にやっておられるのではないかとということもありまして、そういった横割りの視点を展開するに当たっては、行政・地域資源・地域課題等をコーディネートして、マッチングするような人材に対するサポートが重要ではないかという御指摘でございます。

また、地域を支える中小・小規模事業者といったときに、大事なのは兼業ではないかということございまして、地域を支えておられる事業者の方々は、実際に兼業されている方が結構多いのではないかと。そういった事業者が地域で増えていくことが重要ではないかという御指摘ございました。

また、先ほど申し上げた産業競争力強化法で、今回、地域における創業支援のスキームというのをつくったわけでございますけれども、それと関連した御指摘だったのですけれども、要は都道府県ではある程度自前で全体をコーディネートしたり、専門家等をそろえることができるのだけれども、市区町村レベルになると「自前主義」でフルセットでやるのはなかなか難しい面があるのではないかとということで、本当に効果のある支援策あるいは事業計画を作る専門家もおられますので、そういったところとうまくコラボレーションを組んで、市区町村は「自前主義」ではなくて、むしろこういったリソース、あらゆるものを引っ張ってこれる窓口を目指すべきではないかといった重要な御指摘がございました。

以上でございます。

○矢島部長 次に、“ちいさな企業”成長本部の報告を事務局からお願いいたします。

○渡辺経営支援課長 お手元の資料4-1以降、資料をつけさせていただいておりますけれども、“ちいさな企業”成長本部では、特にこの夏以降の取り組みにおきまして、小規模企業の振興のための基本法の検討などにも生かしていきたいということで、各地で御意見を伺ってきているところでございまして、本小委員会においても報告をさせていただくものでございます。

4-1の表紙をめくっていただきますと、始めに成長本部についてでございますけれども、本年2月に、中小企業・小規模事業者の成長を実現していくという目的のために、経済産業大臣を本部長として設置したものでございまして、設置後、全国各地21カ所で開催いたしまして、延べ1,600人余りの事業者・支援機関の方々から生の声を伺った上で、6月に本部員会合のほうで「行動計画」を取りまとめたものでございます。また6月4日にまとめた行動計画は、6月半ばに閣議決定した日本再興戦略にも、その柱が反映されているものでございます。

行動計画の概略につきましては、「行動計画」の内容というところに書かせていただいておりますけれども、行動１から行動４まで。行動１は、地域に眠るリソースを最大限に活用・結集・ブランド化する。行動２は、新陳代謝を活発にする。行動３で、下請構造から脱却し、成長分野に参入する。行動４は、海外に打って出るということで、それぞれの行動ごとに事業者が取り組むべき事項、支援機関が取り組むべき事項、国が取り組むべき事項を整理したものでございます。

また、この行動１から４に加えて、施策の周知とか補助金の申請といった施策の効果的な実現に向けても、地域における会合でさまざまな御意見をいただいているところであります。それも行動計画の中で整理し、行動計画についてはしっかりPDCAを回していくことを６月に本部のほうで決めていただいたものでございます。

２ページに、本部員会合のメンバーを紹介させていただいておりますけれども、園田委員を始め、阿部委員、諏訪委員。それから、石澤委員など支援機関の代表、それからマスコミの方がメンバーになっていただいております。

３ページ、４ページは、先ほど御紹介した「行動計画」と再興戦略の骨子を紹介したものでございます。

５ページをお開きいただきますと、夏以降の取り組みについて御紹介させていただいておりますけれども、冒頭申し上げたとおり、「行動計画」を着実に実行していくことと、夏の概算要求や先般の補正予算に反映することに加えまして、小規模事業者振興のための基本法の検討にも反映するという事を申し上げながら、本年７月から１７カ所でフォローアップ会合を開催してきたところでございまして、先週金曜日、１２月１３日にここで出た意見を本部員会合にも報告しているところでございます。

６ページにフォローアップ会合の開催状況を紹介させていただいておりますけれども、沖縄から京都まで１７回開催し、磯崎政務官には鳥取に御参加いただくなど、このうち１０回について、副大臣、政務官にも御参加いただき、ほとんど全ての会合において、長官を始め、中小企業庁の幹部が出席しながら、また各地の会合において地元の本部員にも御出席いただいて実施してきております。

そこで、提起された具体的な取り組み状況とか国への支援要請をまとめたものが資料４－２でございます。

お時間の関係で簡単に御紹介させていただきますと、行動１から４、効果的な施策の実行について出された意見をまとめたものでございます。

例えば行動１、地域リソースの活用に関しては、中小企業・小規模事業者の主な取組事例として幾つか例示させていただいておりますけれども、１つ目は、おやき業界が連携して、ブランド化、知名度向上に取り組むことで販売が拡大したけれども、逆に市場拡大の中で大量生産を行う事業者が参入したことで新たな課題が生じているといった取組状況。次は、支援機関からアドバイス、それから国の補助金もうまく活用しながら、ハード・ソフト面でさまざまな取り組みをしている例。３つ目は、農業の６次産業化の例。４つ目は、

女性の有効活用に向けて取り組んでいる例。5つ目は、地域で独自に空き家を探してインターネットで情報提供したり、地元不動産と連携して、そこを埋めて創業につなげているような独自の取り組みが御紹介されております。

2ページ目に、支援機関による主な取組事例ということで、支援機関自ら地域のリソースに気づきを与えて、リソースの有効活用に向けて中核的な役割を果たしている例。そういった取り組みに向けて、3つ目でございますけれども、認定支援機関からは、中小会計要領の啓蒙や、情報提供を活動の基礎として紹介している例です。また、支援機関間で国の施策の内容、それから中小企業者・小規模事業者に提案できるような活用方策について、独自に情報収集や勉強会を開催している例。最後になりますけれども、人材確保に向けて、支援機関が連携しながら取り組んでいる例などが紹介されたところです。

この項目の3ページ目でございますけれども、提起された主な課題、特に国に対する支援要望につきましては、小規模事業者について、特にさまざまな事業展開にさらにきめ細やかな支援を行ってほしい。それから、国内外への販路開拓の促進がさらに必要ではないか。地域住民の需要の掘り起こしとか、まちづくりの中での商店街等の活性化が引き続き重要であるということ。新分野進出とか産学官連携に対する支援体制の強化とか、きめ細やかな支援が必要である。または、地域の経営者の質の向上に向けた、いろいろな形での研修体制等の強化が必要。それから、女性・若者、高齢者等の人材や能力の活用のさらなる促進策を図るべきだという御意見が多く出されておりました。具体的な御意見の例は、点線の中で御紹介させていただいております。

それから、4ページの行動2の新陳代謝に関する主な取組と課題・要望ということで、まず事業者の主な取組として、創業後、長く苦しい時間が続いたけれども、それを乗り切っているいろいろな取組をする中で、次のステージが見えてきたというお話。事業承継そのものについては、総じて大変苦勞されているというお話が多かったわけでありましてけれども、関連して、若い世代への承継を心がけている。古い体質をあえて取り払うことで、うまく回すようにしている。事業体系についても、意識して時代に合わせて変えていっているという取組の御紹介がございました。

5ページ、支援機関の主な取組として、創業後、事業を継続させるためのフォローアップが重要であることを事前に教える取組をやっている。新規開業について、金融機関としては担保・保証に頼れないために弱い部分であったけれども、地域の事業者が減っていく中で、政策金融とか保証を使いながら前向きに取り組んでいる御紹介などがございました。また、下の2つは事業承継に関しまして、致命傷を防ぐために早期ステージでの廃業を勧めたりすることも心がけているような支援機関の御意見や、後継者塾を開催しているという取組が御紹介されております。

6ページ、この分野での主な政策要望としては、創業後間もない企業に対するきめ細やかなさらなる支援とか支援体制を強化すべき、女性・若者などの事業の創出・展開をさらに促進していくべき、成長ステージに応じて、地域における創業支援体制をさらに強化し

ていく、事業承継とか再チャレンジの一層の促進については、各回共通して、多数御意見が出されておりました。その具体例を点線のところで紹介させていただいております。

7 ページの行動3 でございますけれども、下請けからの脱却、成長分野への参入ということで、事業者の主な取組として、下請け構造からの脱却に向けて、連携して品質向上とコスト削減に取り組んでいる例、成長分野への参入に当たって、強みをもう一回見直して新素材の開発に取り組んでいる例、また、納豆菌などを使った新事業展開、4 つ目として、ネットの普及の中で、地元以外からも客を呼び込むことを意識する、他方で、そのデメリットを少なくするための対面販売等々の工夫もしているという取組、ITの導入。最後は、プラモデルマーケットの縮小、中国の台頭の中で、技術開発とかキャラクタービジネスへの参入など工夫をしたり、今後は立体情報物としてプラモデルを売り出すことも検討していきたいという御紹介。

8 ページの支援機関による取組事例でございますけれども、商工会議所の協力も得ながらネット市場への出店を果たした例。商工会職員の提案が出発点となって、医療メーカーがロボット用に電気を通す布の開発に成功して、役所からも介護の分野で高く評価されている。あと、支援機関のほうで、ものづくり補助金で120件、創業補助金で30件申請し、申請を通してつなぎ役として頑張っている例。最後になりますけれども、補助金などがおりる前のつなぎ融資として、県内金融機関挙げて、これに対応しているという御紹介がございました。

9 ページでございますけれども、この分野での政策要望としては、小規模事業者も含めて、成長分野への進出に向けた技術開発を支援してほしい。サービス業などにおける技術開発や設備投資をさらに促進すべきだという御意見。それから、信頼関係をベースにしたビジネスモデルを再構築するための支援策、支援体制が必要ではないかという御意見が出ておりました。

行動4、10 ページでございますけれども、海外展開につきましても、各地においてさまざまな海外展開に向けた取組が御紹介されたところでございます。小規模事業者が国際展開するためには、連携して負担軽減を図ることが必要。海外の展示会に出店することで課題が明確になったという御紹介。国の力も借りつつ、同業者で商社のような機能を設けた上でアジア・世界展開を狙っていきたい。あとは、織物やタオルのデザインを手がけている企業において、海外展示会を行ったけれども、富裕層とのつながりを得ることがなかなかできない状況の中で、高級ホテルなどをターゲットに切りかえてアプローチしているという取組の御紹介がございました。

11 ページ、海外展開の取組におきましても、商工会議所・商工会などにいろいろ助けていただいたという御紹介があったほか、もう少しきめ細かい相談体制があるとよかったという御意見が出されておりました。

12 ページでございますけれども、その中で政策要望として、海外にチャレンジする際に国内外、進出先も含めて、きめ細やかな支援、それから支援体制をさらに強化してほしい

というのが御意見の大宗でございました。

13ページ以降が5つ目の柱でございますけれども、政策の効果的な実行に対する要望につきましては、6月に行動計画を取りまとめる前から各地において多数意見が寄せられているところでございます。施策の周知、支援機関の認知、いずれも有効活用についてもう少し広報を強化すべきではないか、補助金申請の書類の簡素化に始まって、支援制度の使い勝手の向上を図るべきではないかという御意見が多数出されております。

また、14ページでございますけれども、経営支援体制についてもさまざまな課題があるのではないかと御意見が出されたところでございます。

最後、15ページでございますけれども、今回、被災地でも3回ほど開催しておりまして、復旧・復興関係でもさまざまな御意見をいただいているところでございます。

以上、駆け足で御紹介させていただきました。資料4-3のほうがさらに詳細を紹介しているものでございます。

また、資料4-1の7ページに、これらの意見を踏まえて先般の補正予算で盛り込んだものとか概算要求をしているものを紹介して、8ページで申請書類の簡素化につきまして、基本的に原則として書類を3枚以内に簡素化するという方向性を打ち出したということをお紹介しております。これについての今後の対応などについて、本文でも御紹介・御報告をしたところでございます。

以上、御紹介した点は、本委員会でも既に御指摘いただいていることも多いかと思えますし、整理していただいている論点などにも反映されているものも多いかと思えますけれども、御議論、御検討の御参考にいただければと思います。ありがとうございます。
○石澤委員長 次に、小規模事業者政策についての制度的枠組みについての説明をお願いします。

○蓮井企画課長 引き続きまして、これまでの論点整理を踏まえて、今後法律をつくっていくに当たっての制度的な枠組みについて、資料5に基づきまして論点等の御紹介、御説明をさせていただきますと思います。

お手元資料5をめくっていただきまして、目次がございます。資料はこの目次に沿った形でございますけれども、まず小規模企業の振興のための基本法というものを我々、検討しているところでございますが、そもそも基本法とは一般的にどういうものであるのか、構造がどうなっているのかということをお説明した上で、その中で特にこれまでも御議論いただいているところとして、基本的な原則はどういったものであるべきなのか。それから、基本計画の策定はどういうふうにするのかということ。それから、小規模企業の振興に向けた基本的施策として、どのようなものを、どう具体的にやっていくのかということがまず大きな議論を提示すべきか点かと思っております。

あわせて、基本法というのは俗にプログラム法という言い方をよくしておりますけれども、施策の中身を具体化するための法律事項というよりは、施策全体をラインアップ的に書くものと理解しております。それを受けて、基本的な施策をどう実施していくのか

という実行についての論点と、それに関係する法律等について、大きく2つ目として御議論させていただきたいと思っております。

それでは、3ページ目、まず小規模企業の振興のための基本法の検討に向けてというところでございます。今、日本全体で基本法というのは41本ございます。そのうち内閣が提出した法律が18本ございますけれども、こういったものは大体どういう構造をしているのか、ごく一般的な概略的なお話をいたします。

まず、総則、全般的な事項として、法律の目的が第1条に書かれます。

それで、定義、例えば中小企業基本法というものがございまして、中小企業の定義を第2条に置いているわけでございます。

さらに、基本理念あるいは基本原則といった形で、小規模企業の振興なり支援はどのように行っていくのかという基本的な考え方を書くというのが通常でございます。

その考え方に沿って、関係者がどのようにやっていくのか。私ども国の責務、あるいは小規模事業者支援というのは、地方自治体の皆様のお力添えも大変重要でございますので、地方自治体の皆様の責務とか、関係者、支援機関の方々の責務等を記載するのがよくあるパターンでございます。

あわせて、実態調査でございます。例えば小規模企業の実態がどうなっているのか。中小企業に関しても実態調査を行うという記載が中小企業基本法10条にございまして、そういったことに基づいて調査を行う。例えば中小企業白書という形で今、御提示しているものでございます。

一方、基本計画は、例えば基本計画を定めている基本法も結構多いございます。その中で策定の方法、どういうふうにつくっていくのか。それを国会に報告するといった規定を置く例がございます。

また、それを受ける形で具体的にどういう施策を講じていくのかということについて、基本的な施策のありよう、方針、方向性を施策という形で書き込むことが多々ございます。

ほかに、例えば何とか本部という行政組織を置く場合、さらには審議会を置くといった規定を置く場合もございます。中小企業基本法では、この中小企業政策審議会を置いているわけでございます。

こういったものが基本法と言われているもののよくあるパターンと理解いただければと存じます。

では、その中の特に小規模企業の振興のための基本法の検討に向けては、大きくどのような議論があるか。これまでの論点整理も含めた形で、法律的なところに落とし込んだ場合の大きな枠組みの論点を御提示させていただきたいと思っております。

まず、先ほど申し上げたように、小規模企業を振興するに当たっての基本原則はどういったものか、どう定めるかということでございます。一案を事務局的に考えておりますのは、小規模企業が我が国経済の発展において果たす重要な役割があることに鑑みまして、従前から御議論がございました、地域経済の自立的発展を促進しつつ、小規模企業の事業

の持続的な発展を図ることが重要でないかということでございます。

その際、とりわけ企業体として組織体制が整備されていないと書いてありますが、これは下の小さな明朝体の2つ目のバーのところでございますけれども、個々の事業者に着目した、例えば個人の技術や経験を活かして事業を営んでおられる場合。こういった方々などを念頭に置いて、小さな事業者さんの「着実かつ円滑な事業の実施」を支援していくといいのではないかと。基本原則として、こういったことがあるのではないかとということを一案としてお示ししているところでございます。このあたりにつきまして、これ以外にどういったことがあるかも含めて御指摘等いただければありがたいと存じます。

続きまして、同じく振興のための基本法の検討に向けての論点の2つ目でございますが、次は基本計画という部分でございます。これは、先ほどの論点整理等における審議会等での議論でもございましたように、中長期的に政策の一貫性・透明性を担保しつつ、小規模企業にとって活動しやすい環境を整備するという観点からも、基本計画を定めるべきではないかというのがかなり大きな論点整理の方向性だと思います。その場合、計画をどのように定めるかということでございまして、案といたしまして、中長期的な一貫性を担保するため、例えば5年単位の計画を策定することとしてはどうか。また、この中身については、中小企業政策審議会に諮った上で決定して国会に報告するというスキームが、先ほど来の基本法のパターンにもよくありますが、そういったことを考えてはどうか。さらに、計画をつくりっ放しというわけにはいきませんので、計画の実施状況について毎年やっていくレビュー、あるいはPDCAのスキームを中に取り込んでいくべきかどうかといったことでございます。

計画の内容に書くようなこと。例えば、施策の目標、施策の体系、小規模企業への支援体制といったことが、まだ全く抽象的で恐縮でございますけれども、あらあらこういった項目に沿って、あるいはこれまでの論点整理に従ったような形での施策なども含めた形で書き込んでいくことになろうかと思っておりますが、計画をつくるに際して、どういったものが重要か、御指摘いただければと存じます。

6 ページ目、3 点目で基本的施策ということでございます。小規模企業を振興するに当たって重要な基本的施策ということで、これまで過去4回の小規模小委での論点整理等でも御指摘のあった事項として、案を4つ提示してございます。

第1に、需要の開拓ということでございまして、これは地域で人口減少や構造的な変化が起きている中で、売り上げ等も含めて非常に厳しい状況に置かれている中で重要ではないかという御指摘があったことを踏まえて最初に位置づけてございますが、その中身として、例えば販路拡大の取組、新製品・サービスの開発の取組、さらに商圈を拡大するに当たってITを活用することも考えられるかと存じます。

2 点目といたしまして、まさに新陳代謝の促進ということでございまして、起業・創業を活性化すること、あるいは事業承継や第二創業を活性化すること、さらに人材を確保し、育成を図っていくこと。それから、先ほど副大臣からも話がございましたけれども、事業

の終了を円滑に行うための制度的な整備も含めて、新陳代謝をいかに促進していくのかということが重要なことではないかということで、論点として入れさせていただいております。

3点目、これも従前議論がございました。小規模企業と地域経済というのは分ちがたく結びついているという観点を踏まえまして、地域経済の活性化に資する事業の促進ということで、例えば地域資源の発掘・共有・活用、地域の多様な需要への対応、さらに域外の需要の獲得といったことが具体的に重要な基本的施策として考えられるのではないかとということでございます。

4点目、それを取り巻く適切な支援体制の整備ということでございまして、まさに地域における経済団体の皆様、さらには金融機関、さらに先輩の経営者の皆様方との連携。あるいは、今日もオブザーバーで御出席いただいておりますけれども、関係省庁の皆様とも連携して小規模事業者を盛り立てていくことが重要ではないかということを、案としてお示ししております。これ以外にも基本的施策の重要な御指摘等ございましたら、いただければ幸いです。

以上をまとめたものが7ページ目でございますけれども、重要な論点で1つ、中小企業基本法というものがございます。その中で、さらに今回、小規模企業の振興に向けた基本法の枠組みをつくっていくことになりますので、横に並べて整理しているわけでございます。

基本理念といたしましては、中小企業基本法においては、多様で活力ある中小企業の成長発展を図ることが書いてあるわけでございます。ここに書いていないのですが、2項に、小規模企業の維持を地域と成長発展の苗床のような意義を書いております。それを受ける形で、中小企業基本法8条には、小規模企業に対する中小企業施策の方針と位置づけておりまして、第1、地域における持続的な事業活動、あるいは多様な需要に応じた事業活動の活性化を図ること。第2として、着実な成長発展を実現するための環境整備。3点目といたしまして、小規模企業のそれぞれの経営の状況に応じた必要な配慮を行うということが記載されてございます。

これを受ける形で、これは中小企業施策全般にわたってでございますが、基本的施策として大きく4点を位置づけているのが中小企業基本法の構造でございます。

これに対しまして、新たな小規模企業基本法の枠組みといたしまして、先ほど申し上げた基本原則です。こういった小規模企業の事業の持続的な発展を図ること、その際に、特により小さな事業者の着実かつ円滑な事業の実施を支援するという基本原則に基づいて、基本計画の枠組みを策定の上、基本的施策として、先ほど申し上げた4点を提示するという枠組みでやってはどうかということを、比較できるようにお示ししたのが7ページ目でございます。

以上が基本的な基本法の枠組みに関する大きな論点の議論だと理解しておりますが、続きまして、小規模企業に対する基本的施策をどう具体的に実行していくのかという観点で

の論点でございます。もう少し細かい具体的な議論に少し入っていくと存じます。

8 ページ目でございますけれども、先ほど申し上げた基本的施策に書かれた第1の需要の開拓、第2の新陳代謝は、いわば個社の取組、個社がどのように事業を開拓されるのか。それから、個社がどのように新陳代謝あるいは起業・創業、事業承継するのか等々の取組でございます。こういったものを進めていくためにどうすればよいかということでございます。

例えば「需要の開拓」につきましては、最初のポツにございますが、小規模企業の多くは自社の拠点が小さく、しかも地域と結びついてございますので、こういったものを大きくするのが困難な中で、当該地域に今あるお客様のニーズを反映する形で商品やサービスのあり方を変えていくことも重要ではないか。あるいは、新たに商圈を移す場合には、IT等を活用した効率的な事業展開が求められるのではないかとということでございます。

また、「新陳代謝」についてでございますが、従来でございますように、成長本部でも、女性や若者、OB人材など、多様な人材の活用が重要という指摘がありまして、これらの人材が働きやすいような環境の整備を図るとともに、事業承継や事業の終了に向けた早目の準備を、こういった方々にも入っていただくような形で進めるべきではないかということが施策として挙げられるのではないかと考えております。

こういった施策を効果的に実施する観点からも、小規模企業自身の取組が重要だと認識しておりまして、いわば小規模企業の皆様方の努力を引き出していくという観点からも、小規模企業の皆様による「経営計画」みたいなものを策定する。これを着実に実施することを、支援機関が伴走しながら支援する取組を全国的に展開することが、まず何よりも求められるのではないかとということでございます。

次の論点でございますが、先ほどの基本的施策の3つ目の小規模企業の活性化のための地域の活性化という話でございます。9 ページ目でございますが、小規模企業とその他の主体が連携して、地域全体の活性化につながるような事業の推進が重要ではないかということでございます。

それについて、例えば、小規模企業が、自らの利益のみならず地域の活性化にも貢献するというところで、先ほどもちょっとございましたが、地域資源の活用あるいは地域の需要に応える事業、さらに地域の課題を解決するような事業を促進していくことが重要ではないかということ。

こうした事業を効果的に行うという観点からは、小規模企業同士の連携や事業の共同化に加えまして、小規模企業と当該地域にある中規模あるいは中堅も含めた企業者との連携、さらにはNPOや大学といった新たな主体、その他の多様な主体との連携や事業の共同化も含めて後押しをしていくべきではないかということをお示しさせていただいております。

さらに、10 ページ目でございますけれども、先ほどの基本的施策の4番目、支援機関同士の連携についてでございますが、多様化・複雑化する小規模企業の課題を解決につなげていくためにも、既存の機関やネットワークを活用しながら、支援体制の整備を図ってい

くべきではないかということでございます。

その際、より具体的に申し上げれば、例えば小規模企業に対して施策を講じるためにも、地域の経済団体たる商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、商店街振興組合といった各団体がございますが、そういった方々や、地域の士業、例えば税理士さん、社会保険労務士さん、さらには地域における金融機関、こういった方々による支援の体制の場を活用することが不可欠である。こういった支援機関が、ほかの支援機関の皆様との連携を一層強化することによって、具体的な解決につながるような支援を実施していくべきではないかということです。

さらに、こうした地域における支援機関と中小機構、あるいは国・県単位の支援機関、支援組織がどのように連携することが重要かということも、あわせて基本的施策を実行するに当たり、重要な論点かと思っております。

以上のような基本的施策の具体化に向けまして、実は基本法に加えまして、こういった具体化で関係する法律として、小規模事業者の支援という名前を書いた法律がございます。それが11ページ目に書いてある法律でございます。「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」という法律が、平成5年に制定されてございます。

概要は書いてあるとおりでございますけれども、地域の総合経済団体たる商工会、商工会議所が、小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業を行うことを促進するということとございまして、これによって小規模事業者の経営基盤の充実を図るということで、我が国経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律でございます。

この際、特に商工会・商工会議所が小規模事業者の経営基盤の充実を図るための、経営の改善発達を図る事業を行う実効性を高める観点から、国が中小企業政策審議会の意見を聴きながら、「基本的な指針」を定めることとして、実際定めておるところでございます。

その内容といたしましては、近代的な経営管理方法を用いた小規模事業者の経営管理に係る指導とか、新たな事業展開に必要な情報提供といったこと。

さらに、小規模事業者さんが行う事業の共同化に寄与するような施設の設置や維持、運用。

さらに、商工会の経営指導と、経営の改善発達を支援する事業と、商工会の方以外の方が行う、例えば販路開拓等の取組との連携を図るような事業でもって、それによって小規模事業者の事業機会の増大に資することを行うこととしている法律でございます。こういった法律も、今のような基本法をこれまで議論してきたことを踏まえて見直しが必要ではないかと考えているところでございます。

その見直しの中身といたしまして、12ページ、最終ページでございますけれども、これまで平成5年以降、商工会・商工会議所は、主に都道府県からの助成を受ける形で事業を実施しているところでございます。これについては、先ほど来申し上げたように、小規模事業者の経営課題というのは、経済の構造的ないろいろな変化を受けて変質してきているのではないかと。それは、先ほどもありました経営管理のみならず、経営の戦略策定とか実

施、新たなビジネスモデルの構築といったことが大きな課題になっているのではないかと
いうことが1点でございます。

さらに、その経営課題の複雑化・高度化の中で、小規模事業者を支援するための支援能力の向上とか、他の支援機関とも連携するといったことで、広域的な支援のネットワークの構築によって、商工会・商工会議所による小規模事業者支援についても、新たなニーズを踏まえた新たな対応、新たな取組を展開していく。こういった新たな枠組み、仕組みが求められているのではないかと考えているところでございます。

そうしたことから、対応の方向性として、先ほど来申し上げております小規模事業者による、今の構造的な変化を踏まえた需要の開拓や経営承継といった新たな課題へ対応するために、先ほど来申し上げた、ほかの支援機関の皆様方とも必要に応じて連携しながら、小規模事業者による経営計画の策定や実施を支援するといった商工会・商工会議所の支援計画を国が認定し、それを受けた商工会・商工会議所に対して、例えば中小機構による情報提供を行う。あるいは、それとあわせて、今、既に成功事例もいろいろ出ておりますが、その横展開を図っていく仕組みなどを整備するというのが重要な一つのテーマではないか。

このような形で、基本法の基本的施策を具体化するものとして考えられるのではないかと私どもは思っているところでございます。

ちょっと長くなって恐縮でございますけれども、制度的枠組みについての説明は以上でございます。

○石澤委員長　ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告を中心に討議に入ります。御発言のある方は、ネームプレートをお立ていただきたいと存じます。寒郡委員。

○寒郡委員　まず、大変すばらしい方向性のものを出していただきまして、ありがとうございました。

その中で、私、1点だけちょっと気になっていることがございます。地方に行けば行くほど、地方の経済を支えている地場産業の中で、例えば基幹産業が農業であるところも非常に多いですし、また観光が非常に大きな地場産業であるところもあります。また、厚生労働省さんのほうでやられている雇用ということに対する施策が小規模企業者に非常に関係性がある。こういったことを考えると、国土交通省さん、農林省さん、厚生労働省さんというように、経済産業省さんだけじゃない、横の連携というものが当然必要になってくると思っております。

その中で、今回の振興のための基本法の検討に向けての中の6ページの④適切な支援体制の整備ということがございまして、その中に「関係省庁間の連携」というのを入れています。私としては、施策というよりも、もう一つ上の段階で、地域経済をつくる、あるいは小規模企業者を振興するためには、省庁の縦割りを超えた文面といいますか、テストを基本的な理念としてぜひ入れていただきたいと思っております。

それがあることによって、実際施策を展開する上において、既存の経済団体等が個々の企業に対してサポートする場合に、これについては国土交通省さんが持たれているような施策も、ぜひ展開できるのではないかとすることに多分つながっていくと思いますので、その部分についてはぜひ入れていただきたいと思いますと思っています。

以上でございます。

○石澤委員長　ほかに。松島委員。

○松島委員　松島ですが、何点か発言させていただこうと思います。一番大事なポイントは、制度的枠組みについて、資料5の7ページと6ページだと思いますので、そこを見ながら発言させていただきたいと思います。

一番大事な点だと私、思いますのは、新たな基本法の基本原則ないし基本理念をどういうふうに規定するかということではないかと思います。というのは、既にある中小企業基本法に加えて、この時点で小規模企業基本法を策定することであるわけですが、その理由、必要性をどういうふうに明らかにするかが大事だと思います。それは、恐らく基本原則の一番冒頭、始めのところに來るべき話だと思うのですが、前回の審議会の議論でもありましたように、私は非常に大きな日本経済の構造変化、例えば人口の長期的な減少傾向、それから高齢化という中で、今までの地域が大きく揺さぶられるということで、従来の地域経済が再編成を余儀なくされる。

その中で、その地域から動くことのできにくい小規模企業。そこは、経営者もそうですし、そこで働いている皆さんも、その地域を離れたくない、離れられない事情があるからそこにいるにもかかわらず、その地域の経済が従来と同じようにながみではやっていけなくなっている。新しい方向を模索しなくてはいけなくなっているという危機感が、まず最初に來るべきではないかと思います。

左の欄にある中小企業基本法の基本理念、「中小企業の多様で活力ある成長発展を図ること」というのは、大変包括的です。実は、中小企業基本法の歴史をたどってみると、昭和38年にできた最初の基本法では、39年からの自由貿易体制、開放経済体制への移行に際して、国際競争の中で中小企業も闘っていかななくてはいけない。そういう危機的な状況であることの認識を示した上で、だからこそ中小企業に対して体系的な政策を講じなくてはいけないという、まさに危機感の表明だったわけですね。そういった危機感の表明が、まさに小規模企業基本法の最初に書かれるべきではないか。

これが、恐らくそれに続く政策のどういう体系を組んでいったらいいか。従来の一般的な中小企業対策だけではなくて、それに加えて小規模企業政策の体系を新しく組んでいかななくてはいけないということを引っ張り出す基本的な考え方になる。そこが大変大事ではないかと思いますというのが第1点です。ですから、今の7ページの下線部の前に書いてある「小規模企業が我が国経済の発展において果たす重要な役割に鑑み」というところが余りにも抽象的である。そんなことは言われなくてもわかっている。既に現在の中小企業基本法に書いてある。にもかかわらず、やるわけですから、ここに危機感の表明が來るべ

きではないかと思います。

その危機感の表明が、先ほど申しましたように政策の体系に反映するわけですね。その下に基本的な施策①から④まであります。これは、私は全くそのとおりだと思うのだけれども、まさに中小企業政策一般、もっと言えば、日本の産業政策一般に言えることだと思うのです。それをボックスを書くわけですが、そのボックスの中の①から④に書かれる内容は、今の危機感を反映して、従来とは違うことが書かれるべきである。あるいは、違うニュアンスがここで表明されるべきであると思います。

ちなみに、“ちいさな企業”成長本部の資料4-1の3ページ、行動の1から4というのは、私は大変きれいによく整理されている項目だと思います。これは、小規模企業・中小企業全体ですね。特に、この構造を地域から動きのとりにくい小規模企業がやるときに、そうではない、それより大きな企業なら多少はやりやすいだろうけれども、もっとやりにくい点があるはずなのです。それに対して、そういう観点から1から4の行動計画を、小規模企業であっても、何とか対応できるようにするためには何が必要かということが、基本的政策の中に書かれるべきであるし、長期的に基本施策、具体的な施策をやっていくためのメニューを計画の中で明らかにしていく。

そうすることによって、今、大変厳しい局面に直面している小規模企業が、国はこうやって政策の手を差し伸べてくれるのか。一丁、頑張るってやるかという気になっていただけるといってものを、この基本計画、基本的施策の中身に入れていくべきではないかと思います。

以上です。

○石澤委員長 園田委員、どうぞ。

○園田委員 ありがとうございます。

2点あるのですが、1点目は、先ほど寒郡委員から出ましたように、関係省庁との連携についてです。今回の小規模企業に対しての内容は、個社というのを初めて聞いたのですが、個人に近い小さな会社ということであるのでしたら、そこで働く人あるいはその経営者なり、一人一人が気概を持って働くとか、より地域全体を考えた働き方あるいは事業の展開の仕方をやってほしいわけです。そうすると、単に経済的にそれが発展するとか売上げが伸びたということではなくて、まちづくり的になかなか大きな発想自体がここに入ってこないと上滑りになるような気がしました。

そこで働くあるいは起業する、あるいは小さな会社をずっとやり続けていく人たちの、クオリティー・オブ・ライフのようなものがベースにならないと続いていかないわけですから、関係省庁が連携する形で、ぜひ全体で見ていただきたいと思います。そこが従業員が5人しかいなくても、その5人の家族を含めると、地方にとっては一つの団体になるわけですから、その人たち個人個人がやっていくためには、単に売上げが伸びるだけではなくて、例えば女性だったら福祉的な視点がすごく必要になると思いますし、そういったことも含めたことで成功していくというか、継続していけることだと思うので、関係省

庁の連携については、ぜひ同じように強いきずな、パイプで入れていただきたいと思います。

もう一点が、これは質問なのですが、こういった法律などに関して他国での事例があるのかなということがちょっと気になりました。他国では環境や文化も全部違いますので、同じように比較することはできないと思うのですが、もし学ぶところがあって、こういう事例があるということでしたら教えていただければと思いました。

以上です。

○石澤委員長 それでは、西村委員。

○西村委員

西村でございます。今回、これまでの議論を踏まえて、制度的な枠組みについてまとめていただきまして、まことにありがとうございました。私からは、追加していただきたい点として3点ほど申し上げたいと思います。

1つ目は、基本的施策の実施における合同支援でございます。第3回小委員会におきまして、当所より、小規模事業者支援に当たりましては、個別支援、合同支援、面的支援の3つが不可欠であると申し上げました。今回、資料5の8から9ページの「基本的施策の実施」におきましては、個社支援、面的支援については盛り込んでいただきましたが、複数の事業者を同時に支援する合同支援も不可欠であると思っております。

例えば、第3回小委員会で申し上げました広域的な商談会、大手企業とのマッチング、事業者を集めてマスコミに新製品発表を行う合同プレス発表、商店街のお店が講師となってお店の魅力を知ってもらうまちゼミ、共同受注方式によるブランド開発、地域ブランド認定事業などの合同支援は、小規模事業者にとって重要な施策でございまして、基本的な施策の中にぜひ追加していただきたい点でございます。

2点目は、地域経済の活性化に資する地域商業の再生支援についてでございます。地域の多様な需要の中には、人口減少・高齢化に伴いまして生じてきます需要、例えば買い物弱者への対応が相当あると考えられます。これらの需要に応えることが期待されているのが、商店街などの地域商業だと考えております。また、地域外需要の獲得の観点で言えば、まちづくりの中核を担う商店街は、観光振興においても、その地域にしかない文化や歴史を伝える役割を担うこととなりまして、大変重要な存在であると言えます。したがって、商店街などの地域商業の再生支援を追加していただきたいと考えております。

3点目は、国と地方公共団体との連携についてでございます。以前にも申し上げたとおり、小規模事業者版ナショナルミニマムとして、全国の小規模事業者が、一定水準以上の支援を全国どの地域においても受けられるようにすることが必要であると思っております。そのため、全国各地での小規模事業者支援策の充実・拡充に向けまして、資料5の6ページの④適切な支援体制の整備において、国と地方公共団体との連携をぜひ追加していただきたいと思っております。連携の方法として、例えば国と地方公共団体における中小・小規模企業行政のトップ同士が会談を行うなどが考えられると思いますが、最低、ナショナルミニ

マムとして考えていただきたいと思います。

最後に、終わりに当たりまして、全国の514商工会議所においては、ワンストップ相談窓口機能と伴走・ハンズオン支援機能を強化いたしまして、行政や他の支援機関との連携を深めながら、より一層、全国のネットワークを生かし、創業や経営計画策定支援、販路開拓、人材の確保・育成、そしてIT活用、地域資源発掘・活用など、小規模事業者への支援に尽力してまいりたいと思います。

以上でございます。どうもありがとうございました。

○石澤委員長 ありがとうございます。

鶴田委員、お願いします。

○鶴田委員 鶴田でございます。まとめてもらいまして、感謝申し上げます。ありがとうございました。

資料5の小規模事業者政策に関する制度的枠組みについての中で、私から2点お願い申し上げます。

まず、1点目ではありますが、小規模企業の振興のための基本法の検討についての中で、5ページの論点2について。中長期的な一貫性・透明性が担保される政策に、大きくかじを切っていただきたいと思います。そのためにも、5年単位の計画を策定することを盛り込んでいただきたいと思います。ぜひともお願い申し上げます。

それから、6ページの論点3について、②新陳代謝の促進とありますが、連携組織化・協業化によって事業統合を図る事例があります。括弧内の「起業・創業」の後に「連携と組織化、協業化」を加えていただきますようお願い申し上げます。

2点目でございます。小規模事業者に対する基本的施策の実施に向けての中で、9ページの(2)③の最後のポツに「小規模企業と当該地域の中規模企業者、NPO、大学、その他の多様な主体との連携・事業の共同化も後押しすべきではないか」とあります。この件については、大いに御賛同申し上げたいと思います。そのために具体的な共同プロジェクトを推進することが効果的と考えております。私ども中央会も、この分野においてはメンバーとして取り組んでまいりたいと考えております。法案の中に小規模企業の連携、それから組織化支援の位置づけを明記していただきますよう、お願い申し上げます。

私からは2点でございます。よろしくお願いいたします。

○石澤委員長 鶴田委員、ありがとうございます。

それでは、三神委員さん、どうぞ。

○三神委員 個別に何点か提案がございます。ページの順番で申し上げますと、5ページ目にマイスター制の指摘があり、前回、松島副大臣もドイツのマイスター制のようなものがあるのではという議論が勉強会に出ているとおっしゃっていたのですが、これは慎重に見る必要があるのではないかと思います。

というのは、5年ほど前、私はドイツで一番経済規模の大きいノルトライン・ヴェストファーレン州の州政府と産学にアリングをしたのですが、その時点ですでにマイスター制

には限界が生じており、デュアルシステムの形で4年制の学位を取らせる——働いて給料を得ながら夜間の修学で学位を取る——という政策に変わっています。

特に産業構造を変えなければいけない地域について、そうした動きが出ておりますので、マイスター制だからいいという単純なことではなく、地域性や産業構造に応じ、どういった効果が果たされているのか、きちんと調査する必要があるかと思います。少し理想化されている嫌いがあるのではないかな。

もう一点、全体に「連携」とか「活用」というある意味便利な言葉が6ページ、10ページ目などに多様されています。支援者側が連携していく、省庁が連携していくという視点中心になっていますが、これはもちろん前提条件として必要ではあるものの、もっと現場に深く入り込む事例をお話したいと思います。

小規模企業が破綻する、あるいは地元の中堅企業が破綻するというのは、イコール地域破壊なのですね。これは逆も真なりで、企業側にしてみれば、自分たちのビジネスモデルや経営の中に地域再生機能を組み込まなければ経営が続かない。兼業の指摘がこのペーパーの中でも1カ所出ていますけれども、それが一番整合しやすい業界は、鉄道会社やバス会社、地銀といったインフラ型の企業です。

これらは、地元の往来客が減ってしまうと、自分たちが経営破綻してしまう。地銀だったら将来の有望顧客が減ってしまうと、自分たちが破綻してしまう。こういった、経営上、地域貢献が売上の増大に直結する企業にきちんと人を送り込んでいく、あるいは出向の形をとって人事交流するといった具体的な入り込みを「連携」や「活用」の概念に加える必要があると考えます。横に上滑るのではなく、深く入り込んでいくイメージとでも申しましょうか。

具体的にこれがどのくらい有効かといいますと、京都の嵐山というところは観光で非常に有名ですが、あんなに通年でお客さんが安定的に来るようになったのはごくごく最近のことなのです。破綻寸前だった嵐電、嵐山に小さい鉄道がありますけれども、これを担う京福電鉄が、最初は「何だかわからない」と猛反対されたのですが、地域プロデュース部のような中立部署を作り、元NHKのプロデューサーだった方を引き抜いて地域全体の利害調整やブランディングをしました。まず、夜間のライトアップをまち全体で協力することで夜のコンテンツを開発すると、顧客の滞在時間が長くなり単価が上がる。宿泊客をふやす。ということは、地元のお土産物売り場にも一軒一軒回って、開店時間を長くしてもらえないか、周辺の寺や旅館にも協力を仰ぎ頭を下げる。こういった、プロデュースを鉄道会社が実施して来訪者を数年で100万人単位にし、90年で初めて配当できる会社になったのです。

ですから、今のペーパー上の書き方ですと、いろいろな企業さんがあります。いろいろな支援体制があります。さあ、来てください。こちらは連携していますという、距離感があるような気がするのです。もちろん、こうした窓口も必要です。しかし、もう一歩入り込んで、それぞれのインフラ型の企業さんとでもいいでしょうか、鉄道、バス、銀行、建

設、観光業者なども場合によってはあるのですが、こういったところにきちんとビジネスモデルとして組み込んでいくのが活用や連携のやり方ではないかと思います。

前の回にも指摘させていただいたのですが、さらにこうした実のある意味での「活用」・「連携」と整合しなければいけないのが、まちづくり会社によるビジネスモデルと小規模事業者の経営向上が連動しているか、あるいは人口減少対策としての都市開発と小規模事業者の支援が整合しているかという視点だと思っております。

これらはいわばシステムでありビジネスモデルです。それを考えると、表現として7ページ目にあります右のボックスの一番下、「地域経済の活性化に資する事業の推進」は修正する必要がある。「事業」というと、特定企業の商品、サービスの開発という意味に受けとめられかねないのですね。むしろ事業「及びプロジェクト」ですね。地域全体という少し広げた概念も加えていただくのがよいのではないかと。次に、8ページ目に、起業に関わる新陳代謝という、常に女性、若者、OB人材が挙げられますが、実はこれは効率が悪いと考えます。OB人材の場合は年金収入があるため、そこまでリスクをとらないという問題があり、若者は知識がない、女性は子育ても介護もやりなさいということになっている。リスクが非常に高く融資してもらえない層がこの議論ではなぜか常にターゲットになるのですが、大企業からの早期希望退職者へのマークが抜けているのではと考えます。割増退職金というまとまった資金を持ち、かつおおよそ40代から対象ですから実力ピーク期にある。創業支援は、この層も範疇に入れていただくのが比較的効率がよいのではとかねがね思っております。

あと、他国の事例というお話が先ほど出たのですけれども、かなり深掘りして民間のビジネスモデルにも入り込み、省庁間、あるいは支援機関の間を取り持つ中立機関をどうつくるかという点では、中小企業に対してはドイツ、個人商店についてはオーストリアがこういったことが非常に得意です。中立組織を柔軟につくれる体制も必要ではないでしょうか。というのもどこかに所属している人に依存し過ぎてしまうと、プロジェクトの規模がある程度大きくなってきたときに、所属の枠組みを超えるので案件が受けづらくなるというデメリットが出てくるのです。

また、組織化しないでフリーランスのプロデューサーを雇うと、その人件費を誰が出すのだという問題があり、やはり長続きしづらいのです。少し前の研究会でもお話をさせていただきましたが、これはあくまで公的機関では機能しないのです。商工会議所が資本の30%、分野に応じ、関連する職能団体や業界団体が資本の30%、残りは初期資本のみ期間限定で公金から出資といった、資本のバランスのとり方ややり方があります。具体的なお話は重複しますので本日は避けますけれども、こうした機動力を前提にお考えいただけたらと思います。

○石澤委員長　ありがとうございます。

それでは、高原委員の代理の上田さんからお願いいたします。

○上田代理　まず、資料5の5ページに「中長期的な一貫性を担保するための5年計画の

策定」について申し上げます。本委員会で検討している政策については5年ぐらい固定し、継続運用しなければならないとは思いますが、2年程度過ぎたら、その先また5年を計画するといったローリング形式で運用することが、環境変化が激しい昨今において実効性を担保するには重要だと思います。当初の5ヶ年計画を毎年レビューすると同時に、中間地点に来たら、さらにその先5年の計画を立案するといった、一貫性を担保しつつ鮮度を維持するような仕組みを盛り込まれてはいかがかだと思います。

続きまして、6ページ目に記載の「政策の方向性4点」について。この4点については、どれも重要な政策と存じますが、どれも促進要因が中心になっているように思います。もちろん促進要因は大事ですが、これを現場で経営されている方々に活用いただくためにも、阻害要因をいかに効率よく軽減するかがポイントになると思います。多分に「ミラサポ」をどんどん発展・進化させることが解決策かだと思います。

例えば手続き簡便化の目標として「申請書類は3枚以内」を掲げていますが、Webを活用した「保険の一括見積もり」のように、幾つかの項目を入力すれば一括申請ができるような改善や、事業に必要な関係省庁・地方自治体からの許認可業務が一括申請できるなど、阻害要因が軽減されたという実感を小規模事業の経営者に如何に感じてもらうことが政策浸透をスピードアップする上で大切だと思います。よってインフラ面を含めた阻害要因軽減策について盛り込まれてはと思う次第です。

以上です。

○石澤委員長　ここで磯崎政務官が公務のために御退席になります。

○磯崎大臣政務官　どうもありがとうございました。

（磯崎大臣政務官退席）

○石澤委員長　それでは、堤委員、お願いいたします。

○堤委員　ちょっと的外れなことを言ってしまっは申しわけないと思うのですが、そもそも中小企業基本法というものが新たにつくられることで、一体どうなればいいのかと、資料をいただきまして考えていました。多分、この基本法というものができることによって、国、そして国民がこの基本法に照らし合わせて、行政体もいろいろな施策とかを考えていく。つまり、中小企業がなくなると何が困るのか、国民にとって中小企業というのはどういう意味を持つのかということをもっと伝えていかなければいけないのではないかというのを、一番最初の松島先生の御発言を伺っていて、すごく感じた次第です。

というのは、普通の方は、小さい会社の1つや2つ倒れたところで、痛くもかゆくもない。別に商店街に行かなくても、車で大きなスーパーマーケットに行けばいいじゃないぐらいのことを思っているから、よい人材が、経営者から見て非常に欲しい人材が中小企業に集まらなかったり、地元で一生懸命頑張っている個店さんに振り向いていただくことがなかなかないということなのかと思うと、先生がおっしゃったように、中小企業というのが地域にとってどれだけ、そして国民生活にとってどれだけ役に立ち、必要不可欠となっているものなのかというところが基本理念、基本原則の中で出てきたほうがいいのかな

と勝手に思っておりました。

小規模企業とか小規模事業者があるのが当たり前で、それがということではなくて、もしかしたらこのままきちんと国が新たな施策をてこ入れをしなければ、小規模事業者はなくなってしまうよということをまず伝えていただくべきではないかと思いました。

そして、先ほどのちいさな企業の会議の中でも多分出ていたのだと思います。この委員会の中でも御発言がありました。例えば、地域のプレーヤーとなるために兼業という形で新たな事業創造を考えているときに、兼業禁止という雇用労働法等々も含め、また子育て中や介護中だと、決められた時間帯で働けないような方々もいらっしゃる。ここに書かれています新たなプレーヤーとか中小企業になる、小規模事業者になる方々が、働きやすいような、委員の皆様方からも御発言があるような、省庁を横断する形で柔軟な、人が生き生きと働けるような設置策の土台として、この新しい中小企業基本法というものがしっかりと君臨してほしいなということを思いましたので、一言発言させていただきました。

以上です。

○石澤委員長　ありがとうございました。

中村委員、お願いします。

○中村委員　ありがとうございます。

政府の日本産業振興プランの中に「国際展開する中小企業の支援」とありまして、これに小規模企業も入ってくるのかと思っておりますが、中小企業の海外進出に伴う検討状況に応じた支援メニューを、ぜひとも明確なものをつくっていただければということがございます。これは、日本の場合、海外展開までは行くのですが、それが多くの場合撤退を余儀なくされる。1回目、2回目の時にも申し上げたのですが、撤退メニューがない。それに対するフォローがないことが現実です。

力のない中小企業が海外に行った場合の撤退は難しいものがありますので、進出という面と同時に、あわせてパッケージで撤退のメニューを、ガイドラインみたいなものをつくっていただければということがございます。

もう一つは、経営支援です。三位一体の改革による経営支援事業補助金の都道府県への全額移譲によって商工会あるいは商工会議所が地方自治体の下に入ったと思いますが、監督権限が地方自治体にあるがゆえに中央省庁の意向が明確に伝わらない、あるいはタイムラグが出ているのではないかと考えられますので、組織の見直しというときに、機動的に情報が流れる、それが最終の商店街あるいは商工会議所等に明確に伝わる体制の再整備について検討をお願いできないか。

それから、事業承継の問題でございますが、現在の事業承継税制の利用が非常に少ない。なぜ少ないかというと、使い勝手が悪いということがございまして、経産省のほうで非常に使い勝手のいいものをつくっていただきましたが、先程、松島副大臣からお話がありました「経営者保証に関するガイドライン」が公表されておりますので、それと一体になって、債務承継をいかに次の経営者に軽減して伝えるかという面も、再度ご検討いただけたら

いかと思います。

また、支援機関の連携でございますが、税理士会も商工会議所等と一緒に支援機関の一員となるわけですが、税理士会員は7万4,000人おりますので、地域の商工会議所には地域の税理士会という発想をやめていただいて、もっとダイナミックな支援ができると思いますので、地域の税理士会という形ではなくて、リンクの仕組み、支援の仕組みを我々も考えますので、商工会議所等のほうでもそれに対する地元の税理士会という狭い範囲ではなくて、他の地方から成功事例を持った税理士の登用をお願いしたいと思います。

税理士・税理士法人は、認定支援機関として、今、1万5,000件ありますが、それぞれの税理士の活用をお願いしたいということを申し上げたいと思います。○石澤委員長 ありがとうございます。

松島委員さん。

○松島委員 いいですか。先ほど言い忘れた点がありまして、資料5の6ページです。恐らくこの中に事業転換という性格の項目が入ってくるのではないかと思います。というのは、従来と同じビジネスをしていたのでは成り立たないという小規模企業が、恐らくこれから出てくるのではないかと。そのときに、ここに書いてある円滑な事業の終了というのも一つの方法ですけれども、事業転換というのが大変重要な課題になってくるのではないかと。そういう政策の方向性のメニューが示されたほうがいいのではないかと思います。

以上、先ほどの発言につけ加えたいと思います。

○石澤委員長 それでは、今までの委員からの御意見あるいは御質問に対しまして、長官を始め、御回答やコメントがあれば。どうぞ。

○北川長官 ありがとうございます。また、今日も大変参考になりまして、引き続き勉強していきたいと思います。幾つかコメントをさせていただきたいと思います。

1つは、松島委員、堤委員からお話があったとおりでありまして、なぜこの基本法を今やるのか。そこをもっと明確にしないと、今の基本法とこう違いますよと言うだけでは余り意味がないので、日本経済は非常に構造変化が激しくて、その中で地域は大変厳しい状態にあって、それと小規模企業というのは非常に密接な関係があって、そこを一括して何とかしていかないと、このままでは一極集中のまま地域はうまくいきませんよと。だから、こういうことなのですと、もっと明確にしていきたい。ある程度とがった書き方をしないと、法律的な用語だけ並べていっても本当の問題意識は伝わらないので、そこはしっかりしていきたいと思います。誠にそのとおりだと思います。

それから、堤委員がおっしゃった、なぜ小規模企業が必要なのかというのを世の中に問いかけていくのが今回の基本法の一番の目的だろうと思うのです。中身は、書きぶりとはともかくとして、大事なのだということを訴えていきたい。これが最大の眼目でありますから、そこを強めていきたい。我々がこれを持っていろいろなところで議論していきますと、堤委員おっしゃったように、何で必要なの、無くていいじゃない、大企業とそれを取り巻く強い中規模な製造業があれば、日本は何とかなるのではないかとということをする人が

まだまだ多くいて、経済効率を追求して競争で勝ち抜けばいいのだよと言う人が多くいるのです。やはりそれだけではないということをはっきりさせたい。

今日いらしている各省庁も、それぞれそういう観点で、これからの日本の地域をどうするかという観点で施策を打っておられるので、そこは言葉だけの連携ではなくて、まさに一体となってやっていきたいと、また改めて思いました。

それから、園田委員から外国はどうなっているのかというお話がありました。これは、調べてみると、アメリカとEU、2つあるのですけれども、アメリカは1953年に中小企業法というものがあって、中小企業のいろいろな施策をやろうと連邦でやっているのですけれども、2010年に中小企業雇用法というものができまして、そこで改めてもう一回、経済の活性化とか輸出の促進という観点から、法律の名前自体が中小企業雇用法ですから、中小企業をもう一回きちんとやろうということでできています。内容は融資とかの話なのですが、そういうことを改めてやっているということでもあります。

一方でEUは、1986年のEC時代につくっているのですけれども、2000年にリスボン戦略ということで2000年から2010年の経済戦略をつくって、そこで初めて中小企業をはっきりと位置づけて、その際に欧州小企業憲章なるものを採択して、小さな企業が大事だということをやっていた。その後、大きな経済危機がありまして、2010年にEU2020戦略というものをつくって、金融危機の影響が中小企業に非常に大きかったので、それを踏まえてどうするかということをつくっているようです。特に、彼らも金融、人口構成に着目しながら戦略をつくっているのです。次回、整理して御紹介申し上げたいと思います。

EUの中でもう一つ着目すべき点は、フランスで個人事業者法というものをつくっているのです。名前はなかなか魅力的なのですけれども、雇用が厳しいので、そこで中小企業の個人事業者になる人に着目して2009年1月から施行しています。これは、失業している人も結構なのですけれども、いろいろな人が個人事業を始めるときに、さまざまな手続あるいは税制を少し楽なものにして創業をふやすことになっていて、一定の効果はあるようです。ただ、動き出したばかりで、また経済の変動があるので、これがどうなるか、注目して、弊害もあるみたいな話もあるので、これをもう少し分析してみたいと思います。

その関連で言うと、三神委員からマイスター制度は本当はどうなのかという御議論がありました。これを我々なりに勉強してみると、新しい産業、ドイツもそうなっているわけで、そのときにマイスターの徒弟制度だけだと動きが鈍いのではないかという話も当然あるようです。そこは、我々も問題を認識していますので、もう一回勉強して、次回にでも整理して御報告したいと思います。

それ以外、鶴田委員から出た、例えば連携といっても、今まで組合ということでずっとやってきたわけで、そこを改めてどういうふうに位置づけるかとか、そこをしっかりとやっていきたいと考えています。

とりあえず以上です。

○石澤委員長 関連して事務局から何かございますか。ありませんか。

委員の御質問はこれ以上ございませんか。なければ、オブザーバーとして参加していただいております皆さんから、これまでの審議の中で何か御発言があればお願いいたしたいと思います。どうぞ。

○平松日本政策金融公庫常務取締役 日本政策金融公庫でございます。これまで議論を聞いておりまして、小規模企業に対する政策的な立場から二、三、お話ししたいと思います。

まず1点は、よく議論に出ました地域に対する面的な支援ということでございます。公庫としましては全国支店網を持っておりまして、地方公共団体、特に市町村によるきめ細かな地域振興策との連携が重要であるという認識をしております。地域の商工団体、地元金融機関、それからNPO法人といった中間支援組織との連携に加えまして、地方公共団体とのリレーション強化に取り組んでいるところでございます。今後の問題としまして、地域の課題解決に取り組むNPO法人あるいはソーシャルビジネスへの融資の拡大、それから民間金融機関との協調融資ですね。特に、まちづくりを担う市区町村とのリレーション強化に一層取り組んでいきたいと考えております。

2点目ですけれども、これまで議論に出ました企業の成長に伴った相談体制、経営支援の充実の問題でございます。創業前後で企業の成長段階に応じたきめ細かいサービス提供が重要だという議論がいろいろありまして、これは公庫としましては同じく重要であると認識しております。

具体的に言いますと、創業予定者に対して創業計画策定とか資金調達といった創業準備について、ワンストップで相談できる体制を各支援機関に働きかけて、各地において創業支援のネットワークづくりを今やっております。幾つかできております。

それから、創業直後のお客様。これはフォローアップを個別の企業にしております、そこでいろいろな相談に乗って、必要であれば融資もやっております。

3点目は、成長パターンじゃなくて、持続的に経営していきたいという事業者も結構いらっしゃると思います。そういう方に対しては、外部の支援機関と連携して、経営支援型のセーフティーネット、貸し付けがございますので、こちらによって持続的な経営ができるようにという経営支援に取り組んでいるところでございます。

もう一つ、最近新たな取り組みとして、企業再生貸付あるいは再生支援型セーフティーネット、資本金性ローンといった制度がありますので、地元の金融機関と連携しながら一緒に協調してやっているということでございます。

最後に、これからの企業の技術・成長、先を見込んだ目きき力が必要だろうということで、大学とか産総研、知財関係機関といった技術の目ききを有する専門家、例えばベンチャーキャピタルとか企業の成長を見据えて支援する専門家とも手を組んで、連携してやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○石澤委員長 ありがとうございます。ただいまの御意見に何かコメントございますか。

それでは、先ほどからの委員の貴重な御意見を今後十分反映していただきたいと思います。

思っております。多くの御意見や御指摘、ありがとうございました。

最後に、私から一言申し上げたいと思っております。本日は、小規模企業政策の制度的な枠組みをどうするかという、極めて大事な点につきまして議論がございました。私は、この委員会の委員長に就任したときの冒頭の挨拶で、今までの小規模企業政策は、どちらかといいますと、比較的大きな中小企業に焦点が当てられて、日本の企業の数の約9割を占める、日本の経済の下支えをしている小規模企業には十分光が当たらなかったと、このように申し上げました。このことにつきましては、茂木大臣も最初の御挨拶の中で、今まで大変苦しんできた小規模企業に倍返しをしたいという強い決意を表明されたところであります。

私は、このことをただすことが、この委員会の役割ではないかと思っております。そのために新たな仕組みづくりが小規模企業基本法の制定であろうと思っております。そういう意味では、我々商工会は、この基本法の早期の制定と政策の抜本的拡充のために署名運動を開始いたしました。2カ月間で100万人を超えております。このことは、小規模企業の皆さんが小規模企業基本法の制定あるいは新しい政策の展開を待ち望んでおる、期待しておるということのあらわれでないかと思っております。特に、財政面あるいは金融面、予算面において随分変わったなという実感の政策がなければならぬと思いますし、わかりやすい、使い勝手のいい政策でなければならぬと、このように思っております。

皆さんのいろいろな御意見の中にもありましたように、今、小規模企業が一番苦勞しておりますのは、資金繰りと販路開拓だろうと思っております。したがって、今後の制度的な枠組みの検討や政策の検討については、どうかこの点をしっかり踏まえて検討していただきますように、私からも委員長としてお願いしておきたいと思っております。

それでは、長時間にわたりましてありがとうございました。

次回は、1月17日午後を開催を予定いたしております。詳細は、後日連絡を申し上げます。次回は、本日の議論も踏まえまして、取りまとめに向けた検討を行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして中小企業政策審議会第5回小規模企業基本政策小委員会を閉会いたします。

本日は、長時間にわたり御審議をいただき、また活発な御意見を賜りまして、まことにありがとうございました。御苦勞さまでございました。